

件 名 「飯能市文化財保存活用地域計画」の認定について

令和6年7月19日（金曜日）に開催された文化庁文化審議会文化財分科会において、本市が申請した「飯能市文化財保存活用地域計画」を認定する旨の答申がなされ、同日文化庁長官の認定を受けました。

【内 容】

文化財保存活用地域計画は、平成30年の文化財保護法の改正によって制度化された、市町村における文化財の保存・活用に係る総合的な法定の計画です。この計画に基づき、文化財を総合的かつ一体的に保存・活用することにより、地域の特徴を活かした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるものです。

文化財保護法第183条の3は、「市の区域における文化財保存活用地域計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。」と定めています。

令和3年度から作成してまいりました「飯能市文化財保存活用地域計画」について、令和6年7月19日付で、埼玉県内では秩父市、白岡市、本庄市、春日部市、川越市に次ぐ6番目となる文化庁長官の認定を受けました。

飯能市では本計画に基づき、行政、市民、民間団体、専門家等が協力しながら、文化財の保存と活用を両輪で進めて参ります。

飯能市文化財保存活用地域計画本文はこちらからご覧ください（飯能市公式ホームページ）

https://www.city.hanno.lg.jp/kanko_bunka_sports/bunkazai/10195.html



担当者 生涯学習課長 木村由里子
連絡 TEL 042-973-3681